

第3回 佐用小学校区・江川小学校区 規模適正化協議会次第

と き 平成25年9月9日(月)
午後7時30分～
と ころ 役場第2庁舎
2階 会議室

1. 開 会 (会長)

2. 教育長あいさつ

3. 審議事項等

【議 案】

- (1) 議案第5号 地域連携校外学習及び地域交流事業について
- (2) 議案第6号 通学安全対策(見守り・声かけ活動)について
- (3) 議案第7号 制服等について
- (4) 議案第8号 新小学校の名称について

【報告事項】

- (5) 報告第2号 学校行事について
- (6) 報告第3号 校則(学校生活のきまりごと)について
- (7) 報告第4号 児童会活動について

4. その他

5. 閉 会 (副会長)

地域連携校外学習及び地域交流事業

1. 地域連携校外学習及び地域交流事業

(1) 趣旨

教育目標を実現するためには、学校や家庭のみならず、地域社会の果たすべき役割が非常に大きいといわれています。

新教育基本法第13条には「学校、家庭及び住民等の相互の連携協力」として、それぞれが子どもの教育に対して、自らの役割と責任をもつとともに、相互に緊密に連携・協力して取り組むことが重要であると規定しています。

そうしたことから、家庭や地域社会の人々と学校の教育目標を共有し、子どもたちに多様な学習体験活動をさせるための地域との連携による校外学習を進めていきます。

また、それぞれの地域が有する自然、文化、歴史、伝統等を背景とする様々な体験の機会を提供するなど、子どもたちも地域社会の構成員として社会性、規範意識や自主性、創造性等の豊かな人間性を養うための地域交流事業を進めていきます。

(2) 地域連携校外学習の具体

現在、佐用小学校区・江川小学校区のそれぞれにおいて、地域連携による次の校外学習が実施されています。

【佐用小学校区】

- 『1年生』 5月・サツマイモの苗さし 10月・サツマイモの収穫
- 『3年生』 5月・大豆定植 11月・大豆収穫と大豆加工体験
- 『5年生』 5月・もみまき 6月・田植と除草 10月・稲刈り 11月・餅つき

【江川小学校区】

- 『全学年』 5月・サツマイモの苗さし 10月・サツマイモの収穫
- 『全学年』 6月・田植 10月・稲刈り
- 『3年生』 11月・大豆加工体験
- 『6年生』 12月と1月・陶芸体験

【新小学校区】

最終的には、学校経営方針に則り、新小学校長が決定するところですが、地域連携による校外学習内容、対象学年等の案を次のとおり提示します。

- 『1年生』 5月・サツマイモの苗さし 10月・サツマイモの収穫
- 『3年生』 5月・大豆定植 11月・大豆収穫と大豆加工体験

- 『5年生』5月・もみまき 6月・田植と除草 10月・稲刈り 11月・餅つき

(3) 地域交流事業の具体

現在、佐用小学校区・江川小学校区のそれぞれにおいて、地域づくり協議会等が主体となった大人と子どもの交流事業が実施されています。

【佐用小学校区】

- 『全学年』7月・ラジオ体操会
- 『全学年』11月・避難訓練・共催

【江川小学校区】

- 『6年生』7月・ラジオ体操会
- 『全学年』11月・餅つき
- 『全学年』1月・避難訓練・共催
- 『全学年』5～7月 9～3月・いきいきサロン・10回

【新小学校区】

最終的には、学校の諸行事と調整し、新小学校長と協議の上実施することとなりますが、地域づくり協議会等が主体となった大人と子どもの交流事業として次のとおり提案します。

- 『全学年』7月(夏休み期間中)・ラジオ体操会・地区ごとに実施
- 『全学年』休日・ふるさと祭等の行事に参加・地区ごとに参加
- 『全学年』休日・防災訓練・地区ごとに参加

通学安全対策(見守り・声かけ活動)

1. 見守り・声かけ活動

(1) 目的

児童が下校時に安全に帰宅できるよう、地域の方々、PTA保護者等に「見守り・声かけ活動」を呼びかけ、子どもたちを交通事故や犯罪から守ることを目的とします。

(2) 組織及び実施内容等

原則、地域の状況に合わせ継続することが肝要ですので、現在の佐用小学校区(佐用地区)及び江川小学校区(江川地区)の組織及び実施内容等をボランティアの方に引き続き協力いただけるようお願いします。

次のような実施例があります。

【佐用地区】

① 組織

地域・家庭・学校の連携・協力を促進するための一つとして、「安全見守り隊(8年前に発足)」を設置しています。

地域の方・11名、PTA保護者の方・16名の登録があります。

② 活動内容

ア. お散歩パトロール

下校時に合わせて、タスキをかけて通学路を散歩します。

イ. 見回りパトロール

車で見回ります(仕事で通学路をよく通る方を含みます。)

ウ. 見守りパトロール

下校時に横断歩道や通学路に立って見守ります。

③ 募集等

年度当初に、校区内の自治会やPTA会員に「安全見守り隊」を募集し、その協力者に「サンバイザー用パネル(見回りパトロール)」や「安全タスキ(見守りパトロール)」を配布しています。

【江川地区】

① 組織

地域づくり協議会を中心に、子ども及び高齢者の見守り活動を実施します。

実施人数・14名

② 実施内容

ア. 防犯タスキ・防犯チラシの配布

自治会長を中心に、全世帯に防犯タスキや防犯チラシを配布し、安全で安心な地域づくりに取り組めます。

イ.「青パト(青色回転灯)」の運行

登下校時や日常に移動する際、青パトによる見守り活動を行います。

ウ. 防災無線放送の実施

地域づくり協議会と江川小学校が共催し、江川地区の住民に向けて、子どもの見守りと声かけをお願いする防災無線放送を実施するとともに、住民の防犯に対する意識の啓発を行います。

制服等について

1. 制服等

(1) 意義と機能

義務教育課程における集団教育の場である小学校の制服は、学校内部の連帯感や秩序・規律を保つために有意義であるばかりでなく、どの学校の児童かを特定する機能も有していると考えています。

また、学校での生活・教育の指導面や地域との連携を図る上においても有効であると考えます。

さらには、制服等においては、児童が通学や学校での生活・教育など、安全かつ円滑に行えるよう機能が求められるところです。

上記のことから、新小学校においても制服等の種類を指定することとします。

(2) 制服等(指定)の種類

次に記載するものを制服等として指定し、新小学校の開校時に全児童一斉に着用する方法が良いのではないかと考えています。

① 制服

ア. 冬用: 上着、半ズボン又はスカート

イ. 夏用: 半袖シャツ・半ズボン

② 帽子

③ 靴

ア. 通学用

イ. 上履き

④ 体操服(半ズボン・半袖シャツ・長ズボン・長袖シャツ)

⑤ 水着(水泳帽含む。)

(3) 制服等の選定

制服等の選定は、制服選定委員会(仮称)を設置し、選定したいと考えています。

- 異なる制服等を全児童一斉に新調する。ただし、新小学校の開校後2年間は、旧小学校の制服等を使用できるものとします。

2. 保護者の費用負担の軽減制度

懇談会において、「統合に係る保護者等の費用負担を軽減する制度を設ける」としていただきますので、次のような費用負担の軽減制度を設けたいと考えています(靴を除く。)

- 異なる制服等(1着分)に係る費用を全額助成(種類による(①②④)。)したいと考えています。

学 校 行 事

学校行事として、儀式的行事、学芸的行事、健康・安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事、勤労・生産的行事、児童会行事、PTA行事、対外的行事などがあります。

その他、学校評議員会、各種研究会、オープンスクールなど多様ですが、新小学校の年間の主な行事としては、次表のとおり行事等を考えることができます。

なお、次表に示す行事は一例であり、最終的には、各団体等と協議し、新小学校長が決定します。

新小学校的主な行事等年間計画（佐用地域）(案)

月	儀式的行事	学芸的行事	健康・安全・体育的行事	遠足・集団宿泊的行事	勤労・生産的行事	児童会行事	PTA行事	対外的行事
4	離任式・着任式・入学式・始業式・役員任命式		交通安全教室(低)・検尿ぎょう虫卵検査・内科検診・身体測定・視力検査・聴力検査 交通安全教室(中・高)・内科検診・耳鼻科検診・歯科検診・心臓検診・色覚検診・身体測定 避難訓練・プール開き・身体測定	新入生歓迎遠足 修学旅行・自然学校	学級園手入れ・校庭の除草 さつまいも苗さし・もみまき・大豆定植 田植・除草	委員会編成・集落児童会	授業参観・PTA総会・学級PTA リサイクル活動・親子給食(1年) 授業参観・学級PTA・心肺蘇生法講習会 集落懇談会	家庭訪問 引渡し訓練・保幼小交流活動
5								
6		絵画鑑賞・席書大会						
7	終業式				大掃除	集落児童会・クリクリーン作戦	奉仕作業	緑の少年団・青年赤十字活動
8								
9	始業式		運動会・身体測定		学級園手入れ・校庭の除草	集落児童会	授業参観・学級PTA	夏休み作品展・郡陸上競技大会
10		町小中美術展	避難訓練・耐寒駆け足健康診断	見学旅行	稲刈り		リサイクル活動・ニュースポーツ大会	
11		町音楽会	就学時健康診断・身体測定・耐寒駆け足開始	見学旅行	大豆収穫・大豆加工体験・収穫祭		家族参観・PTA講演会	ホームページ交流活動
12	終業式		校内持久走大会		大掃除	集落児童会・クリクリーン作戦		
1	始業式	書初め展	避難訓練・身体測定・全校運動会			集落児童会		子ども会駅伝大会・震災行事
2					環境美化活動	児童会役員選挙	授業参観・学級PTA	新1年生体験入学
3	卒業証書授与式・修業式	6年生を送る会	身体測定		大掃除	集落児童会		震災行事

校 則(学校生活のきまりごと)

各小学校とも「校則」として規定するものではありませんが、小学校へ入学する際「入学のしおり」として、集団教育を受ける上において、また集団生活を送る上での「小学校のきまりごと」があります。

新小学校においては、次に示す基準を参考に、新小学校長が「新小学校のきまりごと」を定めます。

1. 小学校

- 小学校は、「義務教育」の場です。
- 小学校は、「学習を中心とした集団生活(社会性や忍耐力が必要)」の場です。
- 小学校は、多くの友達と出会い多様な考えに触れ「より豊かな人格形成」を目指す場です。

2. 入学までの健康管理

- 健康管理に努め、運動制限・食事制限などがある場合は、必ず学校に連絡すること。
- 徒歩通学の場合は、歩くことに慣れさせるようよく歩かせる。
- スクールバス通学の場合は、一人で乗降できるようにすること。

3. 心と体の準備

(1) 子どもと保護者

① 子ども

- 挨拶や返事が大きな声でできる。
「おはよう」「さようなら」「はい」「いいえ」
- 「ありがとう」や「ごめんなさい」が言える。
- 素直に注意が聞ける。
- 自分の名前(ふりがな)がわかる。
- 自分の誕生日が言える。
- 生活に必要な基本的な数字が読める(時刻・日にち・出席番号など)。
- 自分の家族構成が言える。家の電話番号が言える。
- 自分の集落名が分かる。
- 身の回りのことができる。

(服の着脱、脱いだ物をたたむ、靴をそろえる、ぞうきんを絞る、トイレ(和式)が使える、洗髪、紐が結べる、痛みや困ったことを伝えることができる。)

② 保護者

- 話を落ち着いて聞けるようにするため、子どもの話は目を見てゆっくり聞く。
- 自分のことは、なるべく自分でさせるように支援する(用意や片付け、整理整頓などを中心に)。
- 家を出る時刻の1時間前に起床させ、しっかり朝食をとらせ、排便の習慣を付ける(「早寝」・「早起き」・「朝ごはん」)。
- 学校給食に備えて、よい習慣を身につける(食事は20分以内に、何でも食べられるように、食事の前の手洗い、正しく箸をもつ。など)。
- 通学路(スクールバスの場合は、自宅とバス停間)を事前に歩き、危険箇所や交通ルールなどを教える。
- 持ち物に名前を書くこと。
- わからないことを聞けたり、相談できたりする人間関係を大切にすること。

4. 入学準備物

(1) 服装について

服装については、新小学校の「制服・帽子・靴等」の方針決定後記載することとします。

(2) 家庭で用意する物

- 通学用かばん(ランドセル・手さげ袋)
- 筆箱(箱型)、鉛筆(かきかた鉛筆(B又は2B)5本・赤鉛筆1本)
- 消しゴム(白・よく消えるもの)
- 定規(18cm程度)
- 座布団(防災座布団)・座布団カバー
- マスク袋(10cm×10cm程度・スナップ留め)
- 歯磨きセット入れ(歯ブラシ・コップが入り、机の横に掛けられるもの)
- 粘土ケース・粘土板・粘土ペラ(保育園・幼稚園で使用していたもの)
- 置き傘(1本)
- 上靴入れ
- ぞうきん(2枚)

(3) 学校で準備するもの(一括購入し後日集金します。)

- 名札(1年生用・入学時に購入します。)
- ノート(国語・算数・自由帳)
- 整理かご
- ファイル
- 連絡バック
- 書き方ペン
- クレパス
- クーピー
- 粘土
- セロテープ
- のり
- 硬筆用下敷き(6年間使用)
- 防犯ブザー・ブザー用掛けひも
- (PTA)
- 熊鈴

5. 保健関係

(1) 朝の健康観察

- 元気はあるか(寝起きの様子) ○ 顔色はよいか ○ 便は出たか ○ 熱はないか ○ 皮膚に発疹はないか ○ 食欲はあるか

(2) 定期健康診断

- 異常があれば随時お知らせしますので、早めに受診してください。特に虫歯はきちんと治療しましょう。

(3) 保健調査カード(6年間使用)

- 保健調査カードに体の様子や緊急連絡先(あれば、携帯電話番号も記入します。)を記入します。
- 毎年4月に返しますので、健康状態や変更内容を記入します。

(4) 日本スポーツ振興センター

- 学校での災害(登下校時の怪我を含む。)に対して、医療費の給付が受けられる共済制度があります。受診された場合は、ご連絡をお願いします。

(5) 欠席届

- 学校を休む場合は、欠席届(様式あり)を提出します。この欠席届は、兄弟や近所の児童へことづけます(できない場合は、学校へ必ず電話をします。)

(6) 出席停止

- 次の感染症にかかった場合は、他の児童への感染を防ぐため、医師の診断により出席停止になります(欠席扱いにはなりません。)。また、佐用町内の病院に限り、「学校等感染症患者発生〔就学可能・治ゆ〕報告(様式あり)」を無料で書いていただけます。

(7) 早退時の迎え

- 体調不良により途中で早退するときは、学校から連絡がありますので、できるだけ早くお迎えをお願いします。

(8) 下着の貸出

- 下着や靴下を汚した場合は、新しいものをはかせて帰らせますので、新しいものをお返してください(みんなが気持ちよく利用できるようご協力ください。)

(9) 食物アレルギーに関するお願い

- 食物アレルギーがあり、給食において注意する必要がある場合は、事前にお知らせください。

(10) 学校給食費について

- 学校給食費については、別途、学校給食センターから「学校給食費の口座振替の実施について」依頼があります。

児童会活動

1. 児童会活動

(1) 目標

児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸課題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

(2) 組織及び活動

目標を実現するために、次の組織を置き、活動します。

① 集落児童会

各学期に2回(学期始・学期末、年間6回)開催します。また、集落別集会は毎月1回開催します。

② 代表委員会

組織：児童会役員・3名 3年生以上の学級代表・各2名 各委員会委員長・8名

毎月1回代表委員会を開催します。

また、代表委員会に児童会役員3名による運営委員会を置きます。

③ 集会活動

異学年の児童が集う会を、委員会が中心となって自主的に計画・運営し、その活動を通して学校生活の充実を図ります。

④ 各種委員会

4年生から6年生の児童により組織する各種委員会を毎月1回開催し、次の事項を協議します。

【組織例】

- 企画運営委員会:児童集会を企画します。
- 放送委員会:学校放送の全般を企画・実施します。
- 環境委員会:掃除用具の点検・整備や園芸施設の管理・運営を行います。
- 健康委員会:朝の健康チェックなどを企画・実施します。
- 給食委員会:給食の献立表を作成し掲示します。
- 運動委員会:遊具等の点検をします。
- 図書委員会:学校図書の点検・貸出をします。
- 掲示委員会:各種委員会からの広報などを掲示します。